

令和6年第8回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和6年8月26日
		13時30分～16時9分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和6年第8回海老名市農業委員会定例総会

令和6年8月26日「令和6年第8回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主査 加藤友彦、
主事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第37号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第39号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第5	議案第40号	引き続き農業を行っている旨の証明について（報告）
日程第6	議案第41号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第7	議案第42号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
日程第8	議案第43号	令和7年度市農業施策及び予算に関する意見（案）について

審議事項は次のとおりである。

(1) 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 農業転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。(開会の時間：午後1時30分)

【議長】 ただいまの出席委員は14名です。また、農地利用最適化推進委員6名が出席をしております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしですので、7番委員と8番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから4ページ、4. 報告事項の(1)活動状況、(2)農地異動状況について、事務局からそれぞれ説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地異動状況を報告した。)

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですのでこの程度にさせていただきます。

本日は、傍聴人がおりませんので、このまま会議を続けていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書6ページ、5. 付議事項、日程第1、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

受付番号16について、事務局から提案説明をお願いいたします。

受付番号16ですが、お諮りいたします。受付番号16と17は、譲受人が同じであることから、説明、質疑、意見まで一括して行い、採決は個別に行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主事】 農地法第3条の規定による許可申請について一括で説明させていただきます。

いますが、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■平米、合計■■■■■
平米でございます。続いて、機械につきましては、主要農機具として、トラ
クター1台、耕運機1台、軽トラック1台、乗用草刈機1台を所有しており
ます。取決めに従い支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており
、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思
われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法
第3条第2項各号に該当する項目はございませんので、この案件につきまし
ては特に問題ないと思われます。

以上です。

【議 長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 金曜日、第1班で現地調査いたしまして、写真を見ていただくとおり、
永池のそばで、周りはかなり広く道が取れている土地でありまして、耕耘も
されておりまして、8番委員の言うとおおり、私も本人は知っておりまして、
農業の関係も、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■何ら問題ないかと思われま
すので、土地の関係も何ら問題ないと思われま

以上でございます。

【議 長】 それでは、受付番号16と17について、質疑のある方、一括でお願いを
いたします。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、一括して、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、採決に入ります。まず、受付番号16について、許可
することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

続いて、受付番号17について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

【13番委員】 17の件なのですが、門沢橋■■■の申請の件なのですが、実は私のほ

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明でございます。

本件の転用者である■■■■■でございますが、令和5年度の農家台帳に記載されておりました、田が5筆、合計■■■■■平米を所有しております。今回、転用者が所有する田を、当該地から北西方向に約20メートルのところがございます、門沢橋■■■■■に所在する■■■■■の従業員駐車場として農地転用するものでございます。この■■■■■でございますが、建築資材の販売、産業廃棄物処理業、建築土木事業等を行っております。現在の従業員の駐車場は事業所内の敷地を利用しておりますが、そこには業務用で使用する中型車及び大型車が混在している状況でございます。そこで、新たに駐車場を確保することで、従業員駐車場と業務用駐車場とに分けることができ、そのことにより、従業員の安全確保を図ることができるため、本件申請に至っております。申請地を選定した理由についてでございますが、候補地としては、施設利用者の利便性等を考慮いたしまして、近隣地を条件に検討した結果、本申請地を選定いたしました。本申請地の農地の立地基準につきましては、第3種農地となります。別紙資料3-1の中段に記載しておりますとおり、本申請地は農用地区域外にあり、甲種農地の要件に該当せず、JR相模線門沢橋駅から300メートル以内に存することから、第3種農地と判断できます。

続きまして、資料3-3、土地利用計画図を御覧ください。図は、上が北側を指しております。敷地全体を最大で71センチほど盛土して整地します。敷地全体は砕石敷き仕上げとして、敷地の北側に向け勾配を設け、雨水を敷地内で自然浸透させる排水計画となっております。南側の農地との境には新設の単管フェンスを設置し、境界を明確にします。車両の進入につきましては、北側の道路から出入りを行います。

次に、周辺農地の影響につきましてでございますけれども、本申請地に隣接する北側は資材置場、西側は住宅地、東側は駐車場、南側でございますが、先ほど13番委員のご説明にもございましたが、この後ご説明しますが、駐車場の転用の申請が出ております。よって、周辺には農地がないため、本申請地を駐車場に転用したとしても、その影響は少ないものと思われま

なお、本件につきましては、海老名市住みよいまちづくり条例の対象外の案件でございます。以上、誓約書により、許可後の転用目的どおり使用の誓約が出されていることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われま

す。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 まず、受付番号3の関係なのですが、写真ですと、草が結構生えている状態なのですが、説明のとおり、3と4は続きでありまして、4のほうの写真を見ていただくと、このように草も刈ってありまして、きれいになっておりました。周りも住宅地でもありますけれども、周りは柵といたしますか、囲いがもうできてありまして、これであれば土砂の流出とか雨水の関係も何ら問題ないのかなと思われると思います。

以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

【12番委員】 ちょっと聞きたいのですが、先ほどまちづくり条例の審査以外の案件であるという説明がありましたけれども、まちづくり条例に合致する案件と、その基準点というのはどんなふうな。

【主幹兼管理係長】 海老名市の住みよいまちづくり条例に合致する条件でございますけれども、面積が500平米以上の場合になっております。今回、■■■平米でございますので、500平米以下ということ、市の条例の対象外という形になります。

以上です。

【12番委員】 分かりました。

【議長】 それでは、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

続きまして、受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたしま

す。

【主幹兼管理係長】 それでは、受付番号4番でございます。申請地は、門沢橋■■■■■■■■■■、先ほど受付番号3で説明いたしました南に隣接する土地でございます。登記簿地目は田、面積は■■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。転用者は、高座郡寒川町■■■■■■■■■■、■■■■、転用の目的は、駐車場でございます。現地の案内図等につきましては、資料4-1から4-5を御覧ください。なお、資料につきましては、現地の案内図及び写真のほか、公図、土地利用計画図、排水施設計画平面図、造成計画平面図、造成計画断面図をお配りしております。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 今回の申請地につきましては、先ほど申しあげました申請地の南側に当たります。今回は駐車場として利用するわけなのですが、駐車場の約半分ぐらいが近くにある修理工場の専用駐車場ということで使われるというふうに聞きました。修理工場のほうも、私も知っている昔からの場所なのですが、非常に車が多くて困っているという話は以前に聞いたことがあります。その辺も非常に解消されて、特に出入口等についても問題はないかなど。それと同じく、隣接地についても何も問題なしというふうに思いますので、了解をいたしました。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明でございます。

本件の転用者である■■■■でございますが、令和5年度の農家台帳に記載されておりますことを寒川町農業委員会のほうで確認をいたしております。今回の申請地以外に寒川町の町内に■■■■■■平米の畑を1筆所有しております。転用目的につきましては駐車場でございます。資料の4-3、土地利用計画図・排水施設計画平面図を御覧いただきたいと思います。計画台数は全部で43台分の駐車場を計画しております。このうち、9台分を■■■■■■■■■■が運営いたします時間貸しの駐車場といたします。残りの部

。車両の進入につきましては、西側の道路、この図面で申し上げますと市道 110 号線、こちらから出入りを行います。周辺農地の影響につきましては、本申請地の北側は、先ほど説明しましたとおり、駐車場に農地転用する計画が出されており、西側は住宅地、東側は駐車場、南側は県道 22 号横浜伊勢原に接しているといったことから、周辺には農地がないため、本申請地を駐車場へ転用したとしても、その影響は少ないものと思われます。その他、他法令に基づく協議も終了しており、誓約書により、許可後の転用目的どおり使用の誓約が出されていることから、転用が不確定とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われます。

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。15 番委員。

【15 番委員】 先ほども申しましたけれども、写真を見ていただくと、周りを縁石で囲われている状態でございますし、これで雨水と、元は田んぼですので、自然浸透する可能性も高いし、土砂も流出するおそれもないかと思われますので、何ら問題はないかと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号 4 について、質疑のある方。

【4 番委員】 先ほど 12 番委員からお話がありましたけれども、前段の 3 番は 500 平米以下で、まちづくり条例で適用ないということですが、今回は 825 でございますね。まちづくり条例のほうと協議をされていて、終了しているということでもいいんでしょうかね。

【主幹兼管理係長】 今回のこの案件ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、今回 2 筆ございまして、約 1,106 なのですけれども、まちづくり条例に該当する案件でございまして、これは各課協議は既に終了しているといった状況でございます。

以上です。

【4 番委員】 終了済みということですか。

【主幹兼管理係長】 そうです。

【4 番委員】 分かりました。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号4について、採決をさせていただきたいと思
います。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

続きまして、受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたしま
す。

【主査】 それでは、説明させていただきます。

受付番号5、申請地は、本郷■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■
■■平米、ほか2筆、議案書のとおりでございます。転用者は、本郷■■■■
■■■■■■、■■■■■■、転用の目的は、資材置場になります。現地の案内図に
つきましては、資料5-1から5-6を御覧ください。資料は案内図のほか
に、現地の写真、公図、土地利用計画図、配置図、断面図等をお配りしてお
ります。

以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。20番委員。

【20番委員】 ■■さんは持病を持っていまして、なかなか農業のほうに従事してどう
のこうのというのができないものですから、ほかに貸したりするのが自分と
してはということでしたので、やむを得ないとは思いますが、代理人の方が
来たときに説明を受けたときに、資料の5-3の平面図を見せてもらって、
用途は違うみたいですよということで来まして、今回は次の5-4ですか、
足場台とか、そういうものをつけるということでしたので、資料を見せてい
ただいて、説明を受けたときに、フェンス等を今やらないよということで、
資材だったらどんなのか分からないけど、いいかなと思ったのですけれど
も、今回見ると、足場等の材料が道路際のところも持って来たりしていますの

で、このところ、騒がれている地震等の不測の事態が起きた場合に、フェンスも何もないのであれば、落下する可能性もありますので、道路側だけでもそういうフェンス等を今回の資料にて業者さんのほうに、指示まではいかないのしょうけれども、意見を添えたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 こちらは、所有者であります■■■さんが本郷■■■の所有の農地に主に足場等の建設資材の置場を整備する旨の申請となります。申請地の南側にあります資材置場の■■■■に出入りしております、一人親方である3名が、■■■から共同経営の話をもらったということで、その3名の方から今回の申請地を資材置場として使用したいとの要望により、申請に至りました。

資料5-1の農地区分を御覧ください。今回の申請地ですが、農地の立地基準は、第2種農地になります。これは10ヘクタール未満のまとまりの農地で、市街化区域から500メートル以内にあることから、2種農地として判断しております。

続きまして、資料5-3の土地利用計画図や資料5-6の断面図を御覧ください。図は、上側が西を指しております。土地利用計画図で説明させていただきますと、畑、3筆を使いまして、現況の高さは、申請地の高いところで道路から約20センチ程度高く、低いところで道路とほぼ同じ高さとなっております。計画では、高い地盤に合わせて施工いたしまして、碎石を15センチ、仕上げは5センチのアスファルト舗装といたしまして整備する計画となっております。申請地の西側は、コンクリートブロックを1段から2段、南側は1段で、道路に近い部分は3段、東側道路部分と北側につきましては3段のコンクリートブロックを設置する計画です。雨水につきましては、敷地内に雨水ますを設置しまして、20メートルの浸透施設を2か所、出入口にもU字溝を設けまして、勾配につきましては、浸透施設に向けて施工しまして、敷地内浸透処理とする計画となっております。市のまちづくり条例に基づく協議も終了しておりまして、隣接農地は北側の自己所有地のみでございまして、転用が不確実とされる要因は確認できず、被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 まず、あまりいい話ではないのですが、道路側の縁といいますか、写真で言いますとちょうど正面なのですけれども、草が多過ぎて、道路の通行に妨げになって危ないのではないかなということを感じました。写真を見ただけですと、今、事務局の説明がありましたけれども、隣は資材置場になっておりまして、白い縁石が立っております。ですので、その草を何とか早めに処理していただければなと思う次第でございます。資材置場としては、雨水の関係も土地柄、自然に浸透する可能性も多いと思いますので、資材置場としては何ら問題ないかなと思われま。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

【2番委員】 今回の申請地、既存の施設が南側に同じような施設がございまして、既に開発済みであるわけですけれども、そのときの整備の条件として、敷地内にU字側溝を設けて、西側の農地並びに農道からの排水をその敷地の中のU字溝で受けるという条件で許可をされて、その後、いろいろ変化があつて、変更や何かをされて、ごちゃごちゃしたのですけれども、その北側のほうの今回の案件ですけれども、西側のほうの農地からの排水、雨水の形が、新たに新設される擁壁によって止められてしまつて問題がないのかなということなのですけれども、その辺のところはどのような形で解消される見込みを立てているのか。もちろん敷地内もこの計画のとおり、浸透槽、敷地内浸透で処理されるということになってはいますが、西側のほうの畑、農地、それから、農道の排水をどう処理する形でいられるのかというところの問題を確認しておきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【主査】 西側は海老名市道となっております。農地としては北側、図面でいくと右側に、■■さんが所有している農地が細く残つてはいるにはいるのですが、こちらに関しては、自己所有地ということで、ご自分で申請されていらっしゃるのです、その辺の判断についてはご自身でされていることかと思ひます。特にこちら、以前、私も現場を見たんですが、雨、すごい土砂降りのときには確かにちよつとたまる感じがするのですけれども、たまるにしても道路部

分に少したまるかなという程度で、特段、近隣の農地に大きく支障が出ているというふうには見えなかったです。なので、これで特段支障は出ないのではないかなという判断はいたしております。

以上です。

【2番委員】　そういうことで、地域のほうでも理解されているということであればよろしいかと思えます。

【20番委員】　強いて言うのであれば、北側の家に対して南側がまだ広く空いていまして、そこへ水がたまります。今までも。今回も多分その水が増えるかなと、たまっているときに、ちょっと低くなっているんです。そちら側のほうへ流れるとすれば流れていくし、あとは自然浸透。

【2番委員】　■■さんが、申請者が西側の排水を含めて将来的に考え方を持っていられればそれでよろしいかなと思えます。

【20番委員】　もっと増えるようだったら、自分で何とかしないと庭のほうに来ますから。現状はそういう状況になっています。

【議長】　ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【議長】　ないようですので、意見として、先ほど20番委員からフェンスの件、そして、15番委員から草の件が出ました。そのことについて、事務局でどういうふうを考えられているのか、お聞きしたいと思います。

【主査】　先ほど20番委員と15番委員からのお話がありましたことにつきまして、代理人を通じて、こういう意見が出ましたということはお伝えさせていただきます。恐らく、資材置場なので、多分、隣と同じような、図面ではコンクリートブロックという形にはなっていますけれども、中の使い方については、資材置場の業者が使い勝手がいいように決めていくだろうかという話は聞いてはいるので、ただ、おっしゃられるように、道路のほうに崩れるようであれば危ないので、その辺については、こういうふうな話が出たという意見は伝えさせていただこうかと思っています。

【20番委員】　セットバックしてもらおうか、積み方。セットバックしてもらおうのが一番金がかからないかもしれない。フェンスでやるとか、そういうことをやっていただきたい。

、排水のほうも基準にのっとった形で設置して、資材置場として使用したいということでございます。出入りについては、東側に南北に通っている道路を使うということでありまして、地図には載っていませんけれども、南のほうに2、300メートル行って丁字路を右折すると130メートルで有馬浄水場入り口という信号がありまして、そこで県道厚木藤沢線に出ます。

ちょっと気になったのは、これは舗装はされているのですけれども、幅が2.8メートルで、ちょっと狭いということだったので、代理人の方の説明によりますと、2トン車ぐらいの車で、必要なときだけ出入りするということで、毎日のように頻繁に出入りすることはないと、そういうようなお話でございました。いろいろ説明を聞いた中では、しょうがないのかなという、そういう感じもいたしましたので、私といたしましては、北側の農地として残った部分の管理をきちんとしてくださいねということをお話ししまして、署名をいたしました。この点につきましては、事務局からも指導のほうをよろしく願いできればというふうに思います。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 本件の転用者は、寒川に事務所を構えておりまして、土木工事業を営んでおります■■■■株式会社が、自己の資材置場として農地転用したいという旨の申請になります。■■■■は、現在借りている資材置場の立ち退きを求められていることから用地を探したところ、条件面で希望の合う本申請地の所有者と合意が形成できたことから、今回、申請がされました。

資料6-1の農地区分を御覧ください。今回の申請地は、農地の立地基準につきましては、第2種農地になります。これは、市街化区域より500メートル以内の地域で、農地の広がり10ヘクタール未満の中にある農地ということと判断しております。

続きまして、資料6-3の土地利用計画図を御覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地は、東側と南側を道路、2方は農地に囲まれた農地となっております。北側農地からは2メートルほど後退いたしまして、申請地をそのまま転圧し、砂利敷きといたしまして、資材置場として整備するという計画です。申請地の周囲につきましては、高さ50センチの鋼板で

覆い、図面のとおり、資材を置く計画となっております。雨水等につきましては、道路側に浸透槽と24センチのU字溝を設置いたしまして、勾配を道路側に取りまして、宅地内浸透処理とする計画となっております。隣接した農地といたしましては、東側農地がございますが、こちら、隣地同意につきましては、その所有者が数年前に亡くなってから相続登記がされていない状況で、相続人も不明であるため、同意書の代わりとなる対応ができなかった旨の経過書を■■■■から提出させております。市のまちづくり条例に基づく協議も終了しております。転用が不確実とされる要因は確認できません。周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 申請地の状況なのですが、写真よりも大分草は刈り込みはされておりました。周りは畑でありましたけれども、先ほど11番委員も言われましたけれども、若干、道路が狭くて心配しましたけれども、とにかく一般車両はほとんど通らない場所ではないかなと感じられました。多分、農耕車が通るので、2トン車とか、そのくらいのトラックは通れるかなとは思われません。資材置場ということなのですが、やはり畑でもありますし、雨水も浸透は計画どおりすれば心配ないかなと思われれます。

以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

【19番委員】 道路の件なのですが、立地基準というのは分かります。甲種農地、2種農地、分かるのですが、要は幅員が2.8メートル、いわゆる2項道路ですよ。道路で言うと。農地転用に関しては、道路に対する幅員の制限というのはあるのでしょうか。

【主査】 幅員に関しては、特段、取扱いの県から示されているものには入っておりません。

【19番委員】 例えば最低限もない。1メートルでも構わない。道があればオーケーだよとなっちゃうんですかね。

【事務局長】 まちづくりの条例の中で、いいよと言われれば、農転の基準の中で駄目と

図となっております。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。16番委員。

【16番委員】 説明いたします。

土地を売られる方の状況なんですけれども、1番としまして、■■■■■さんと■■■■■さんという2人の共有の土地になっています。■■番■とか、■■番。ここの家なんですけれども、6年くらい前まで、あるじの人が農業をやっていたことになっています。高齢で亡くなっちゃって、それ以降、農業をやっている人がいなくて、■■さんという人が大和のほうから夫婦でここの土地の草刈りだけをやっていたというか、そういうような土地になっています。そこの家へ行ってちょっと聞いてきたんですけれども、農業後継者がいないので売却することになったという、そういう状況です。

あと、2番目の■■■さんという人の土地なんですけれども、■■番■と■■番■、この人も70歳以上の年齢で、農業後継者もいなくて、草刈り作業だけをやって、土地の管理をしていたと。売ることになったという、そういう話です。

3番目の■■さんなんですけれども、この人の土地は■■番■、この人はほかにも田んぼを持ってまして、田んぼとして耕作する気持ちはあるんだけれども、ほかの周りの土地が売却するというので、自分の土地に出入りできなくなっちゃうので売却することになったと、こういうような次第です。周りの今の状況から考えると、やむを得ないのかというような私の考えです。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主事】 詳細説明です。

本件の譲受人である株式会社■■■■■■は、横浜市■■■を所在地とし、建築工事業などを主体として行っている法人です。現在、自己所有地の資材置場がないため、各現場に直接資材を搬入している状況でして、このような状況では今後事業拡大をする中で、業務に様々な支障が生じるおそれがあることから、自社所有の資材置場を探していたとのこと。本申請地を

例の協議締結の見込みも確認できており、誓約書により許可後の転用目的どおり使用の誓約が出されていることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 申請地の状況でございますけれども、数年前まで作付してあるようでありました。今現在は草の管理もしてあるようございまして、きれいに刈られておりました。ここも若干、入り口の道が狭く感じられますけれども、ここもやはり一般車両がほとんど通らない状況みたいでございましたので、何ら、使用者の安全、問題ないかと思われます。こちらの場所も永池川に近いので、雨水の関係も自然浸透可能であるというふうに書かれておられましたので、心配ないかと思われます。

以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号7について、質疑のある方。

【19番委員】 ちょっとずれるかもしれませんが、ここの簡易道路は側溝がないんですよ。反対側に水路があるだけです。この道路に大雨が降ったときに、この開発区域の敷地は道路より低い。道路排水が全部というわけじゃないですけど、のりを伝って、この開発区域内になってしまうんじゃないかという。言うなれば、開発業者の方、将来の地権者の方から、道路の排水が入ってくるとクレームが入ってくるんじゃないでしょうか。

【議長】 いかがでしょうか、事務局。

【主事】 まず、道路の排水につきましては、現地等も確認させていただいたのですが、道路から横の水路に落ちるような勾配が取れておりますので、基本的には水路に流れるかと思うのですが、万が一、オーバーフローで、隣の敷地にちょっと入ってしまうようなおそれがあった場合でも、その旨の説明は地権者同士で行っているということで、代理人には確認ができておりますので、大丈夫なのかなと。

【19番委員】 市と地権者との間で話がついている。道路に入っちゃうよ、だから、地権者としては困るからどうにかしてというふうなクレームが将来発生はしな

いと。

【主 事】 そうですね。

【19番委員】 開発の中で話がついていると。

【主 事】 一応確認が取れている。

【議 長】 ほかに質疑のある方。

【6番委員】 ここの申請の関係なのですが、目久尻川を挟んで西側が国分南二丁目になっていると思うんですよね。そこの自治会とか住民のほうから、この開発というか、申請について、国分南二丁目のここの案内図を見ると、目久尻川を渡る道路、そこをかなり資材置場の車両が出入りするのではないかと危惧されているというような話が出ておるんですが、そこら辺はもう解決はされているのでしょうか。

【主 事】 特に国分南のこちらの道路について、どのような結論が出ているかについては、確認ができていないので、代理人に確認はさせていただこうかなと思うんですけれども、車両については、代理人にもこの道路が狭いというところは申請の際にも確認はさせていただいた上で、きちんと道路の幅に合った車のみを使うということで確認はしておりますので、問題はないのかなと思うんですけれども、一応確認します。

【16番委員】 設計している人とコンタクトして、水路のあるところの道路なんですけれども、幅員が非常に狭いので、どのぐらいの車が通るのだと言ったら、2トン車だと言って。交通の量としては1日20台ぐらいと、そういう表現をしていました。その道路としては結構抜け道じゃないけど、いろいろな人が通っているというのが現状なんですけど。そういうような状況。ただ、さっきの話、道路の問題さえ解決できれば、片方は相鉄線のトンネルになりますので、そこからは大きいやつは入ってこれない。あと、近くのところから入ってくるのですけれども、そのところの交差点も非常に狭くてというか、そのところがちょっと懸念されますけれども、一応その問題はそういうことかと思えます。

【議 長】 暫時休憩といたします。

(休 憩)

【議 長】 それでは、会議を始めます。

ため、作業現場へのアクセスのよい場所で駐車場の確保が必要となったためとのこととございます。

本申請地の立地基準につきましては、資料 8-1 の中段に記載されておりますとおり、当該申請地は農用地区域外で、甲種農地、第 3 種農地の要件はなく、市街化区域より 500メートル以内の区域にあり、かつ農地の広がり が 10ヘクタール未満であるため、第 2 種農地と判断しております。本申請地を選定した理由につきましては、神奈川県内、とりわけ県央地域やその周辺での業務が多く、作業現場へのアクセスの拠点として最適な綾瀬スマートインターチェンジから近距離にあるためとのことです。そのほかの候補地の検討につきましては、同じく綾瀬、海老名インターの近くにて数か所探しましたが、面積や立地条件等において合致する場所がなかったため、断念しているとのことです。

続きまして、資料 8-3 の土地利用計画図を御覧ください。図は、左が北を指しております。敷地全体を砕石敷き仕上げとし、雨水排水については、浸透施設などは設けず、敷地内での自然浸透で処理する計画となっております。なお、本件につきましては、駐車場で面積が 500 平米以下のため、海老名市住みよいまちづくり条例には該当しない案件となっております。周辺農地への被害防除対策でございますが、敷地内の外周は新設の鋼板柵を設置し、土砂、砕石等の流出防止を行います。敷地内への車両進入につきましては、東側の市道 1076 号線から出入りを行い、出入口部分については自費施工にてアスファルト舗装する計画となっております。転用にかかる資金につきましては融資となっておりますが、融資先からの融資証明書及び残高証明書にて問題ないことを確認しております。周辺農地の影響につきましては、申請地の隣地につきましては、先ほど受付番号 7 で説明させていただいたとおり、転用されますので、農地としては残らない形になります。そのほか、誓約書により許可後の転用目的どおり使用の誓約が出されていることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周辺の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。15 番委員。

【15番委員】 こちらも先ほどの受付番号7と同じといたしますか、隣なので、草の管理もきちんとされておりましたし、隣の土地ですので、何ら問題はないかと思われまます。

【議長】 それでは、受付番号8について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号8を許可相当とすることについて賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

続きまして、受付番号9について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 まず、資料の訂正と差替えをお話しさせていただければと思います。

本日、机の上にA3の1枚で資料を追加でお配りさせていただいたんですけども、右下のタイトルのところに道路構造物詳細図というふうに入っているといると思うんですが、お配り済みの資料9-5及び10-5の差替えの資料になります。先日お配りした資料9-5と10-5が、ボックスカルバートの簡易配置図というふうになっているのですけれども、こちら、業者の誤りで間違った資料を送ってしまったということで、こちらの資料は本日お配りしたのに差替えをお願いできればと思います。

あと、議案書なのですけれども、受付番号9の転用の目的のところ、資材置場というふうにかかせていただいているのですが、神奈川県の方から修正するよう指示が出まして、資材置場及び駐車場という形で説明させていただきますので、お手数ですが、修正いただければと思います。

では、受付番号9です。申請地は、門沢橋■■■■■■■■、ほか13筆、場所につきましては、海老名市立門沢橋小学校の北東側、神奈川西郵便局の南側に位置する土地でございます。申請地の登記簿地目は、いずれも田、申請面積は、合計■■■■■■平米、議案書のとおりです。譲受人は、厚木市■■■■■■■■■■、株式会社■■■■■■、代表取締役■■■■■■、譲渡人は、門

沢橋■■■■■■■■■■、■■■■、ほか5名、議案書のとおりです。転用目的は、資材置場及び駐車場、権利の種類は、所有権の移転です。現地の案内図等につきましては、資料9-1から9-5を御覧ください。なお、資料につきましては、9-1が現地の案内図及び写真、9-2が公図、9-3が土地利用計画図兼断面図、資料9-4が排水施設構造図、資料9-5が、先ほど訂正でお配りしました道路構造物詳細図となっております。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 今回の申請地の件なんですが、8月の中旬に業者の方が見えられて、その後、約2週間ぐらい、すぐに説明に来るよというような形で話を受けておったんですが、何ら音沙汰なしというところに、事務局のほうから連絡がありました。どうなっているのかということをも分からないもので、業者の方に連絡したところ、代行者の方が行っているんじゃないのかというような、若干ちぐはぐなところがありました。その後、代行者の方が見えられたのですが、実は事前に事務局のほうから資料をいただいておいたものが、そこで功を奏しまして、代行者の方は、今回、この図面の南側に当たる部分に田んぼがありまして、要は給水の関係がこれによって遮断されてしまうというようなことで、どういうふうな形で水を引くのだというようなところが問題が残っていたんです。再度検討してもらったところ、この敷地内をパイプを通して中を通して下に水を落とすというようなことを提案されて、南側の田んぼの所有者の方もそれで承諾をして、確かに印をいただいたということを確認しました。このパイプの管理につきましては、今回、転用者の方が、そのパイプの管理をするということも確認を取れましたもので、水路の確保については、これで解決したかなというようなことで、私のほうでは転用の問題については、問題なしということで許可をさせていただきました。

簡単ですが、以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主事】 詳細説明です。

本件の譲受人である株式会社■■■■は、厚木市■■を所在地とし、神奈

川県下で土木工事業及び産業廃棄物の収集運搬業を行っております。現在、所在地である厚木市内において複数の土地を借りて事業を行っていましたが、このたび、土地所有者より退去の要請が出されたため、やむなく移転先を探しておりました。本申請地を選定した理由につきましては、現在の主要な取引先が全て海老名市の周辺方面に多いこと、また、高圧線下を除いた土地の面積が、現在借りている土地とほぼ同程度であり、必要とする面積の要件を満たしていることから選定したとのことです。

本申請地の農地の立地基準につきましては、資料9-1の中段にございますとおり、当該申請地は農用区域外にあり、甲種農地、第3種農地の要件はなく、JR相模線門沢橋駅から500メートル以内にあることから、第2種農地と判断しております。2種農地のため、そのほかの候補地の検討についても確認したところ、第3種農地で、かつ土地の面積が同条件である厚木市内の土地を合計6か所ほど探しまして土地の交渉を行いました。いずれも所有者から売却の同意を得ることができなかつたため、断念していると聞いております。

続きまして、資料9-3、土地利用計画図を御覧ください。こちらは、上が北を指しております。敷地全体を最大で45センチほど盛土し、碎石敷き仕上げとします。雨水排水処理については、敷地内に水勾配を設け、雨水計算書の下、計2か所の雨水浸透ますを設置し、敷地内で浸透させる計画となっております。周辺農地への被害防除対策につきましては、敷地内の外周は、西側の市道2690号線に接する部分は新設の地先境界ブロックを設置、車両の出入口部分を除いた北側部分と、農地と隣接する東及び南側については、新設のコンクリートブロック2段積みにし、土砂、碎石等の流出を防止いたします。敷地内への車両進入につきましては、北側の市道596号線から出入りを行います。出入口部分については新設の遠心ボックスカルバート及び道路集水ますを設置する計画となっております。周辺農地の影響につきましては、本計画について隣地地権者から同意書を得ており、先ほど13番委員のほうからご説明もございましたが、今回、申請地から田越しで取水のあった南側2筆の隣接農地につきましては、今回の転用に伴い、水路が塞がれてしまうため、敷地内に直径約200ミリの塩ビ管及び点検ますを設置し

、南側2筆の農地へ均等に水が配分されるよう計画されております。なお、この管を設置すること及び管の維持管理については譲受人が行うこととなっており、これらに関することにつきましては、譲受人と対象農地の所有者2名とで確約書を書面で取り交わしておりますので、問題ないかと思われまます。転用にかかる資金につきましては、融資となっておりますが、融資先からの融資証明書及び残高証明書にて問題ないことを確認しております。そのほか、他法令とされる海老名市住みよいまちづくり条例の協議締結の見込みも確認できており、誓約書により許可後の転用目的どおり使用される旨の誓約が出されていることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われまます。以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 申請地でございますけれども、西側、北側、道路等大分広く取ってありまして、用水等も整備されておりました。ちょうど鉄塔の周りといいますか、下の土地でございます。お話も出ていましたけれども、この土地の南側は、今、水田として作付されてありまして、計画どおり、用水を確保できるのであれば、何とか問題ないのかなとは思います。以上です。

【議長】 それでは、受付番号9について、質疑のある方。

【19番委員】 この土地は何でこれだけの所有者が点在していて、これは農業をできたんですかね。経緯が分かればいいんですが、分からなければ構いません。

【事務局長】 作付を従来からしてきたかどうかと、そういう。

【19番委員】 それもあるんですが、こんなに細切れに地権者がいるというのは、何か理由があったんでしょうか。

【事務局長】 はっきりとは分かりません。

【3番委員】 意見だかどうか、ちょっと知りたいんですけれども、この会社は■■でやっていて退去を命ぜられたと、退去という言葉があったんですが、何か理由があってそういうことなのか。

【主幹兼管理係長】 退去という話をしたのですけれども、結局は厚木の今借りている土地の所有者が違う土地利用を検討しているというか、やりたいということで

、そこからどいてくださいよというような話です。

【3番委員】 残土置場があるので、産廃もやっているというようなことだったので、そういう意味で、向こうで問題が起きて、こっちに来るのかという気持ちがちよっとあったもので、質問させていただきました。

【12番委員】 先ほど説明の中で、開発区域の中で、反対側の下流からの■■■と■■■のほう、敷地内を通してパイプを通して水を運ぶという条件なんですが、その確約は取れて、敷地内の方は、開発業者が今後維持管理をするということなんですよ。その確約、文面というのは公開できますか。文面があれば、読み上げてもらっても結構です。

【主 事】 読み上げさせていただきます。

確約書、このたびは当社の資材置場を設営するに当たり、貴殿の農地への取水路を塞ぐことになってしまうため、当社の敷地内に200ミリの塩ビ管及び点検ますを地中に埋設、取水を確保すること及びそれぞれの維持管理も現状の農地として使用し続ける限り（相続及び第三者への譲渡により所有者の変更があった場合も含む）当社が責任を持って行うことを確約いたします。また、当資材置場を第三者に譲渡する場合、当該第三者に対して本確約を継承させます。ということで、事業者、今回で言うと、株式会社■■■■、代表取締役■■■■の印が押された状態で、それぞれの所有者、今回、2名いらっしゃるんですけども、2名に出されているという形になっています。

【17番委員】 東電の敷地内ですけども、これは高くなって、コンクリになっているんですか。これ、東電の土地なんですよ。ここの土地は。ここは高くなって。若干高いぐらい。

【事務局長】 レベル。

【17番委員】 それともフェンスか何かでこうなっている。フェンスはない。

【事務局長】 どのような意味での質問なのかをちょっと教えていただけると、もうちょっと分かりやすいお答えが。

【17番委員】 高くなる点は、水が敷地内に入っちゃうのかなと思ったんですけど。

【事務局長】 敷地内というのはどこ。

【17番委員】 東電の敷地。レベルが同じなのかなとちょっと思ったりして。

【事務局長】 はっきりと100%のお答えはできないと思いますが、通常の現状よりは高くなっていると思います。コンクリート敷きではなくて、違ったかな。フェンスは、写真で見ていただくとおり、できております。

【17番委員】 水路のパイプというのは、東電の際を通るんでしょうか。

【事務局長】 現状の図面の中では、ここに予定をしておりますが、ただ、実際に工事をしてみて、やはりいろいろ出てくると思いますので、例えば塩ビの200ミリのVPが若干50センチ東にずれるとか、そういったことはありえるみたいな話は事業者とはしております。

【17番委員】 東電のところ、コンクリが広く下に打ちちゃってあるのかなと。鉄塔だから。

【事務局長】 今、地図の写真で確認させていただくと、まず、鉄塔の本当の真下はコンクリート、または砂利が引いております。そのコンクリートがレベルから3、40センチ高く引いております。土地自体は、周りはフェンスで囲まれて、10センチぐらい、周りの田んぼよりもレベルが高くなっております。

【17番委員】 ちょっと写真では分からないので聞いたんですけど。

【事務局長】 写真で見る限り、そんな感じでございます。

【17番委員】 パイプもこの際の間を離して入れるということだね。

【事務局長】 そうです。

【17番委員】 田んぼにちょうど当たるような感じが。分かりました。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

【19番委員】 田越しで塩ビ管を敷設するという事なんですが、200の塩ビ管、実際にこれを工事すると、埋め戻しの幅が約45センチなんです。ですから、45センチから200を引くと当然25センチ、25センチしか土がかぶらないのです。そうすると、車が上に乗る状況だと、塩ビ管が変形するおそれがある、または沈下する。ですから、構造体をちょっと検討してもらいたいんです。ヒューム管か何か。

【事務局長】 これにつきましては水路の話なので、農政課の担当とも我々事務局のほうでいろいろやり取りをしまして、確かに塩ビ管の200だと、土かぶり

権の移転です。現地の案内図等につきましては、資料10-1から10-5を御覧ください。なお、資料につきましては、資料10-1が現地の案内図及び写真、資料10-2が公図、資料10-3が土地利用計画図兼断面図、資料10-4が排水施設構造図、資料10-5が、先ほど訂正で差替えでお配りしました9-5と兼ねているのですけれども、道路構造物詳細図となっております。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 今回の申請地、先ほどの申請地と同じ業者さんが関わっておりまして、代行者の方が、先ほどの受付番号9番と一緒に持ってこられまして、今回も同じように、南側に当たる部分の田んぼの用水の確保ということで、同じ方式の塩ビ管を中に通して給水をするというような形が取られました。代行者の方も、また図面を持ってこないという、ちょっとお粗末なことがありましたが、事務局のほうから既にいただいた図面のおかげで、私のほうは事務局に出されているということを知りましたもので、一応問題はなしといたしますか、これで問題は大丈夫ということを理解いたしまして、許可させていただきました。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主事】 本件の譲受人である株式会社■■■■■は、横浜市■■■■■を所在地とし、主に横浜市、大和市、海老名市を中心に、とび、土木工事業、解体工事業等を行っております。現在、綾瀬市内にて1,500平米ほどの土地を借りて事業を行っておりますが、その所有者より、別の土地利用予定があるとのことで、こちら退去の要請が出たため、やむなく移転先を探しておりました。本申請地を選定した理由につきましては、主要地方道である県道46号相模原茅ヶ崎及び県道22号横浜伊勢原に近く、交通の利便性が高い点、また、現在借りている土地とほぼ同程度の面積があり、必要としている面積要件を満たしている点から選定したとのことです。

こちらの農地の立地基準につきましては、資料10-1の中段に記載され

ておりますとおり、当該申請地は農用地区域外にあり、甲種農地、第3種農地の要件はなく、JR相模線門沢橋駅から500メートル以内にあることから、第2種農地と判断しております。第2種農地なので、そのほかの候補地の検討について確認したところ、現在借りている綾瀬市の市街化区域内や第3種農地の中で面積要件を満たす土地の所有者と交渉を行いましたが、同意を得ることができず、断念したと聞いております。

続いて、資料10-3の土地利用計画図を御覧ください。こちらは、上が北を指しております。敷地全体を最大で42センチほど盛土し、碎石敷き仕上げとします。雨水排水処理については、敷地内に水勾配を設け、敷地中央に1か所設置予定の雨水浸透ますで敷地内で浸透させる計画となっております。周辺農地への被害防除対策につきましては、まず敷地内の外周部分、申請地の東側及び南側の■■■番に接する部分については、申請地よりも隣接する田のほうが高さがあるため、新設のコンクリートブロック3段積みとし、車両の出入口部分を除いた北側についてはコンクリートブロック2段積み、西側及び南側の563番に接する部分については、こちらは申請地のほうが高いので、新設コンクリートブロック2段積みとし、土砂、碎石等の流出防止を行います。敷地内への車両進入につきましては、北側の市道596号線から出入りを行います。出入口部分については新設の遠心ボックスカルバート及び道路集水ますを設置する計画となっております。周辺農地の影響につきましては、こちらも13番委員からもご説明がありましたが、申請地に隣接する地権者からの承諾書及び申請地南側に隣接する農地への取水対策につきましては、先ほど受付番号9でご説明いたしました対応と同様の対応策を取っておりますので、問題はないかと思われまます。転用にかかる資金については、融資となっておりますが、融資先からの融資証明書及び残高証明書にて問題がないことを確認しております。そのほか、他法令とされる海老名市住みよいまちづくり条例の協議締結の見込みも確認できており、誓約書により許可後の転用目的どおり使用の誓約が出されていることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られておりますため、転用やむなしと思われまます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 この土地も、先ほど受付番号9と同じ、1つ隣の田んぼでございまして、周りも同じ状況でございました。用水も計画どおり、南側の田んぼのほうに流す計画であるということなので、これが確保できれば何ら問題ないかと思われまして。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号10について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号10を許可相当とすることについて賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

次に、議案書10ページから12ページ、日程第4、議案第39号 引き続き農業を行っている旨の証明について を議題といたしますが、お諮りをいたします。

申請のある証明は4件ありますが、本日に限り一括で説明し、質疑、採決までも一括で行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。本日に限っての特別な進め方ということで、いかがでございましてでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは、10ページの受付番号15から12ページの受付番号18について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主査】 それでは、受付番号15、被相続人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、相続人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和3年6月26日から令和6年8月26日までです。特例農地等の明細ですが、上郷■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、宅地、市街化区域内の生産緑地で、■■■■平米でございまして。

続きまして、受付番号16、被相続人は、藤沢市■■■■■■■■■■、■■■■

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、一括して承認いたします。

次に、議案書13ページ、日程第5、議案第40号 引き続き農業を行っている旨の証明について（報告）を議題といたします。

本案は、申請者から、総会まで待つと税務署への提出期限を過ぎてしまうとの申出があったため、受付番号を14として、先に専決処分で引き続きの証明書を発行したことを報告し、了承を求めるものでございます。

受付番号14について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 本案件につきましては、ただいま会長からもありましたとおり、税務署の期日の関係で、専決で証明を発行させていただきましたので、報告といたしました。

それでは、受付番号14番、被相続人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、相続人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和3年7月29日から令和6年7月31日までです。特例農地等の明細ですが、上河内■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、■■■■平米、ほか8筆、議案書のとおりで、合計■■■■■■■■■■平米でございます。こちら、事務局で7月31日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ございませんでした。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号14について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1の専決処分についてを了承としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書14ページ、日程第6、議案第41号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号23について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 受付番号24でございます。借り手は、杉久保南■■■■■■■■■■、
■■■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し借りする農
地は、本郷■■■■■■■■■■、現況地目、畑、地積、■■■■平米、議案書の
とおりでございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、
普通畑、貸し借りの期間は、令和6年9月1日から令和8年12月31日ま
での3年間でございます。こちらは農業振興地域内、1件の新規の計画とな
ります。これらの案件につきまして、8月13日に事務局で現地確認を行っ
たところ、現地は農地として適正に管理されておりました。また、農用地集
積計画の法定要件が定められている改正前の農業経営基盤強化促進法第19
条第4項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号24について、質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号24について、採決をさせていただきたいと
思います。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書15ページ、日程第7、議案第42号 生産緑地に係る農業
の主たる従事者についての証明についてを議題といたします。

受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 生産緑地制度には、農地の所有者の権利救済の観点から、次の3つ
の場合に市町村に対して時価で生産緑地を買い取るように申し出ることがで
きる仕組みがございます。1つ目は、生産緑地に指定されてから30年が経
過した場合、2つ目が、農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、3つ目が
、農林漁業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能とさせる故障
を有することとなった場合でございます。2つ目と3つ目の場合に買取り申

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書16ページ、日程第8、議案第43号 令和7年度市農業施策及び予算に関する意見（案）についてを議題といたします。

本案につきましては、あらかじめ農政小委員会で審議しておりますので、委員長の19番委員から、結果の報告をお願いいたします。

【19番委員】 ただいま議長から話がありました農政小委員会ですが、副委員長である3番委員と協議し、事務局案について書面方式で会議を行いました。審議結果の詳細につきましては事務局から説明させていただきます。

以上です。

【議 長】 それでは、事務局、説明をお願いいたします。

【事務局長】 農政小委員会での審議につきましては、先ほど委員長から説明がございましたとおりで、書面審議に向けて、事務局案の2項目を提示させていただきました。

まず、お手元に、今日、資料ということで、A4の縦使いの2ページのほうですね、皆様のほうには議案書と一緒に、今現在、こんなふうに小委員会で審議しているといったものを提出させていただきました。

当初の事務局案、2項目を小委員会で書面審査した結果、事務局案についての追加、変更はございませんでしたが、表現や言い回し等について修正がなされ、本案となりました。

それでは、別紙資料を御覧ください。各意見項目については、読み上げは省略させていただき、要点をご説明いたします。

一番表は、市長へ意見書を出すときの文面でございますので、ページを開いていただいて、2ページ目になります。意見項目の1、農地の適正な利用・管理に係る指導等の連携・協力についてということでございます。これは新規としてです。前回の総会にて、委員会として、草刈り等の農地管理について、農地所有者に周知、徹底を求めていくことといたしました。これについては、市内生産組合、農協を含め――はもとより、市の農業行政所管課との情報交換や連携等が今まで以上に必要とされることから、また、市長にも、こういった取組をしていくんだということを知ってもらう意味で、より一

層の支援の要望を意見としたものでございます。

次に、3ページ目、意見項目2、農業生産資材価格の高騰に対する補助事業等の支援拡充についてということで、新規要望でございます。こちらは、皆様にお配りしたときにも参考までに、農水省が出している農業物価指数と、あと日本農業新聞のこんな感じだよということで、上昇している数値等を含め、参考に検討させていただいて、お読みになったかと思えます。

ウクライナ情勢の緊迫化、地球温暖化、円安等の影響を受け、肥料、飼料、燃料等の生産資材の価格は高止まりでずっと推移しております。農畜産物の生産コストの上昇が依然と続いている一方、コストの上昇分を販売価格に反映できず、農畜産物の価格は横ばいで、農業者の負担増が長く続き、生産現場は苦しい状況にあります。

市内農業者においては、生産体制の見直し、施肥の低減対策、自給飼料の増産、温室ですね、重油の使用量削減等の取組を進めているものの、厳しい経営状況が続き、営農継続に支障を来しかねない危機的な状況となっております。

このような状況下において、農業経営の安定維持が図れるよう、肥料、飼料、燃料、機械等の農業生産資材に対する補助事業の拡充、例えば補助の増額、補助率の変更、補助対象等を増やすとか、そういった要望を意見としたものでございます。

以上、雑駁ですが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、令和7年度市農業施策及び予算に関する意見（案）について、質疑のある方。

【6番委員】 1と2で聞きたいことがあるんですけども、1のほうの農地の適正な利用・管理に係るほうなんですけども、中段よりちょっと下のほうかな、真ん中より下のところで、「これらの状況は、所有者における農地の管理意識の低下、また、地域の農業組織（生産組合）の脆弱化による」とあるんですけども、ここの「地域の農業組織（生産組合）の脆弱化による」と、「脆弱化」というのを使ってしまったでもいいのかなと思ったのです。

あと、2番目のほうは、農業生産資材価格の高騰に対する補助事業の支援、これが新規になっているんですけども、明日から開会される市議会のほうで、5,000万円ぐらい補正予算をかけるという情報が入ったんですけども、ここら辺をどう持っていったらいいかなと思いましたが、質問させていただきます。

【事務局長】 それではまず、脆弱化という文言なのですが、言い方としては、いわゆる生産組合の組織力がなくなってきているからということを表したいわけですが、この脆弱化とか、適切かどうかというのは、皆様にも、今、いい言葉があれば、言っていただければと思います。

【6番委員】 ちょっと補足で、各生産組合のほうもいろいろと内情があって頑張っているんじゃないかなと思うんですけども、農業委員会のほうから、脆弱化による意識の低下が原因の1つと言っちゃって、それぞれの生産組合の人がもしこれを見たら何と思うのかなと一瞬思っちゃいました。

【事務局長】 思っていたきたいから書いたという部分もあるんですけども、状況を知っていると。これについては、初め、弱体化とかといって、ほかの方から、小委員会で、弱体化はやめろよみたいな、このような形にしたんですが、文言をもう少し変えて。ただ、そういった意味での記載は問題ないですか。要は生産組合さん、組織がだんだん疲弊してきちゃっているからみたいなことは記載してもよろしいのであれば、文言をもう1回変えて、提出したいと思います。諮っている時間もあれなので。もし、6番委員、いい案があれば、後で説明しますが、9月5日に出しますので、それまでに何か。

【6番委員】 生産組合の皆さん、そういう意識が低下しているのかなとは思いますが、それを他人に言われたらどうかなと思ったもので、農業委員会から。

【議長】 これは基本的には外に出ない文でしょう。

【事務局長】 ここはホームページでは、海老名市の場合、公開はしていませんけど、市長が見て。

【議長】 市長だけ。

【事務局長】 市長が御覧になられて、あとは担当課に行って。ほかの課も見れますけれども、一般的には、これは今あまり公開していないんじゃないかなと思いま

すけど。でなければ、ここの文面は、生産組合のところは取るとか。

【6番委員】 括弧書きを取っちゃえば。生産組合と名指しになっちゃうから。

【事務局長】 「地域の農業組織の何かによる農業環境の共有という意識の低下も原因の一つである」というのは、ここは生かしておいてよろしいですかね。

【委員】 そうですね。

【委員】 縮小も。

【委員】 意識の低下のほう。

【委員】 生産組合と書くのはやめたほうがいいのかもしいないな。

【議長】 名指しはね。

【6番委員】 生産組合に対するカンフル剤みたいな形でやるのだったらまたそれもいいかなと思うんですけども、受けたほうがね。

【事務局長】 ここは会長と職務代理者ともう1回、表現の表し方、案としては縮小とか、いろいろ出ていましたけれども、検討させていただいて、出させていたいただきたいと思います。

2つ目は、実は9月議会で、農政課のほうで、こういった状況なので、補助金等を含めて予算を増やすということをしてしておりますが、実は1週間遅くなりまして、これは市長の都合もあったんですけども、こんなこともあるのでということで、本当はタイムリーに行きたかったということですが、これでもあした、ちょうど議会が始まって、補正予算の上程がありますので、タイムリー的には遅くはないのかなということで出させていただいております。

以上です。

【6番委員】 よろしくをお願いします。

【議長】 質疑のほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、令和7年度市農業施策及び予算に関する意見(案)について、今事務局から説明がございましたとおり、すなわち農政小委員会委員長から報告がありましたとおりの内容で賛成の方の

介はいいよという今現在のご意向でございます。

【19番委員】 分かりました。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、届出については了承としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書18ページから19ページ、(2)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

18ページの農地法第4条の3件、19ページの第5条の6件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号でございます。

それでは、議案書18ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。届出期間につきましては、令和6年7月1日から7月31日までの間に届出がなされたものでございます。受付番号22から24の3件で、田が91平米、畑が72平米、合計、163平米でございます。

続きまして、議案書の19ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。届出期間につきましては、先ほどと同じ、令和6年7月1日から令和6年7月31日までの間に届出されたもので、受付番号32から37の6件で、田が1,550.23平米、畑が753.83平米で、合計、2,304.06平米でございます。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

【19番委員】 これは市街化区域内の農地の転用だと思うんですけども、開発行為が始まる前に農地転用という形になるんですか。市街化区域内の農地に関しては転用します、転用の許可が下りました、それから開発行為が始まるのか、それとも、開発行為を申請している最中にこの農地転用の届出をするのか、その手続の仕方。

【事務局長】 これについては、決まったルールはございません。大きい開発ぐらいになると、例えばここに畑だったところを1,000平米の10区画ぐらい造成して売するような場合は、ある程度、県の開発との打合せもできて、大体こんな図面になりますよといったところを出していただいたりしているのが多いです。要は、家が建つのは分かったけど、どんな感じで建てるのというのが分かった段階で出してくださいと、そういった図面をいただいて、はい、分かりましたという届出を受けて、やっている。あとは、戸建て、500平米ですね、開発に該当しないようなところは、自分の家を建てるんだといった場合には、そうですかと言って、簡単な図面をもらったりして、それでオーケーしちゃっていたりして、その辺は、どうするのが分かればよろしいので。そういうことでよろしいですか。

【19番委員】 結構です。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承いたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からはございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了いたします。

2番委員から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 本日は案件が多くて大変でございましたけれども、時間を要しましたけれども、皆様のご協力により無事に審議が終了いたしましたので、これを持ちまして、令和6年第8回定例総会を閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。

— 了 —